

志木市立宗岡第三小学校 いじめ防止基本方針

平成26年5月19日策定
令和3年4月 1日改訂

1 「学校いじめ防止基本方針」を定める意義について

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応・対処が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫したものとなる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・いじめ加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害者への支援につながる。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめは、子どもたちが人間として尊重され、成長し、発達する権利を侵害するものであり、絶対に許されない行為である。いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

上記の考え方のもと、いじめは重大な人権侵害でありながらも「どの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童がいじめのない明るい楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

3 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国・埼玉県・志木市の基本方針を参照し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。また、策定後は速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるようにする。

4 いじめ防止等に取り組む校内組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「宗岡第三小学校いじめ防止対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置する。構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家も参加するものとする。

対策委員会は、管理職以下全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、教育委員会と適切に連携し、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。また、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す主体となる。

5 いじめ未然防止のための取組

（1）いじめを許さない学級作りに励む。

- ① 話し合いなどを通して、いじめについて考える機会を積極的に持つ。
- ② 児童同士の問題行動を、見て見ぬふりをしない指導をする。
- ③ 自らの意志によって、正しい判断のもと正しい行動がとれるよう指導する。
- ④ 教師は、いじめは許さないという毅然とした姿勢を示す。
- ⑤ 特別活動を通して、望ましい人間関係づくりを指導・支援する。
- ⑥ 学校・学年・行事を通して、学級の連帯感を育てる。
- ⑦ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかを判断する。

（2）校内全体で、児童の規範意識を高め、豊かな心を育成する活動を行う。

- ① あいさつ運動を推進し、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心を育む。
- ② 掃除の合言葉として「もくもく すみずみ きびきび」を掲げて無言清掃を推進し、校内美化に励むことで環境整備に努める。
- ③ 規範意識の重点をまとめた「必ず守る 宗三小10の決まり」を掲げ、全校において指導の徹底を図る。
- ④ 始業式などの儀式的行事においていじめに触れ、「いじめは決して許されない行為である」という考え方を全校児童に徹底して周知させる。

（3）全教育活動を通して、豊かな心や上手な人間関係づくりの育成に努める。

- ① 道徳の授業を核として、全教育活動を通じて児童の豊かな情操と道徳心を培うことを目的に、道徳教育を充実させる。
- ② ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを学習指導に取り入れ、児童が円滑な人間関係を築きながら自分の考えを素直に表現し、明るく楽しい学校生活を送ることができる力を育成する。

（4）人権教育を推進することで、自分や他の人の個性や生命を尊重し合う気持ちや実践力を養う。

- ① 学校全体で、人権作文や人権標語づくりの取組を行うことで、人権意識を養う教育を推進する。
- ② いじめが刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることなど実例を示すことで、いじめの法律上の扱いや人権を守ることの重要性を理解させる。

（5）児童が主体となって、心豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- ① 「通学班」「委員会活動」「児童集会」など異年齢集団での活動を通して、思いやりや他者理解の心や、上手な人間関係づくりの実践力を育む。
- ② 児童が主体的に考え、判断し、表現する学習を通して、児童が学ぶ喜びを味わえる学習指導を実践する。
- ③ 児童の主体的な活動に基づく児童会活動を推進する。
 - ・11月の「いじめ撲滅強化月間」において、児童会主体で学級及び学校単位の『いじめゼロ標語づくり』の取組を行う。
 - ・児童会主体で、命の大切さや助け合いを呼びかける募金活動を行う。

（6）教職員自身が指導力の向上に努める。

- ① いじめの兆しを早期発見する目を養うとともに、いじめ問題に適切に対応する指導力の向上を目指す。
「彩の国生徒指導ハンドブック NewI's」等を活用したいじめに関する研修会を実施することで、児童の生徒指導へと生かす。
- ② 指導にあたっては、発達の段階に応じて役割演技や話し合いの場を設けるなど、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉えられるような指導の工夫を行う。
- ③ インターネットやSNSの利用による功罪を指導し、情報モラルの教育の充実を図る。
- (7) 保護者・地域との連携を強め、啓発の促進に努める。
- ① 本校でのいじめの実態や対応方針等について、学校だよりや保護者会、ホームページ等を通じて積極的に情報を発信し、学校と保護者、地域が一体となつたいじめ対応の体制を構築する。
- ② 学校公開日などの機会を利用して、いじめ問題や命の大切さ、情報モラル等について、専門機関による講習会（非行防止教室）を行うことで、保護者とともに問題を考える場をもち、いじめに対する意識や理解を深め、いじめを発見する力と対応力を高める。
- ③ 「宗三小いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、その評価結果を踏まえ、取組の工夫・改善を図る。
- (8) 校種間および関係機関との一層の連携を図る。
- ① 幼保小中連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。
- ② サポートセンター、子育て支援課、福祉課、児童相談所及び警察署等との情報共有と行動連携を継続的に行う。
- (9) 東日本大震災被災児童生徒などへの配慮について
- 被災した児童生徒については、その子が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感などを教職員が十分に理解し、その子に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

6 いじめの早期発見のための取組

- (1) 教職員は日常的に児童の行動観察をし、問題行動が疑われる場合迅速に教育相談を行う。常に保護者と情報連携を図りながら、児童の変化の把握に努める。
- (2) 児童に問題行動が疑われる場合、担任だけで対応や判断をせず、学年やブロック、生徒指導委員会等の場において情報を共有し、複数の目で当該児童を見守る。
- (3) いじめの早期発見、適切な把握のために「いじめアンケート（本校では「生活なかよしアンケート」）」を各学期1回行う。いじめが疑われる場合、迅速に事実確認を行い、管理職の判断の下「いじめ防止対策委員会」を開き、問題の明確化・指導方針の決定・役割分担行う。その後も、「いじめ対応支援チーム」をつくり、被害児童の支援および加害児童やその他の児童の指導・支援を行う。（いじめが解消してから3ヶ月以上の見届けを行う。）
- (4) 毎月1回の教育相談日を設け、児童・保護者・教職員の三者が、いじめに係る悩み等を抵抗なくいつでも相談できる、風通しのよい体制を整備する。

7 いじめへの対処

いじめの実態を把握した場合、いじめ対応マニュアルに基づき、対策委員会を中心に迅速かつ組織的に事実確認を行い、直ちにいじめをやめさせるとともに、次の対応により再発防止に努める。

- (1) いじめを受けた児童に対する支援、並びにその保護者に対する情報提供と支援を行う。
- (2) いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 周りではやし立てる児童・見て見ぬふりをする児童等の傍観者は、いじめ行為への加担と同じであること

に気付かせる指導を行う。

- (4) いじめを受けた児童が心の傷を癒し、安心して学校教育を受けられるようにするために、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び養護教諭と連携を取りながら支援する。
- (5) インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導とともに直ちに削除要請等の措置を行い、必要に応じて教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- (6) (5) のような事案を含めて、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察署との適切な連携を図る。

8 重大事態への対処

重大事態とは、いじめを受けている児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、(30日を目安として)相当期間の学校欠席を余儀なくされている場合などが想定される。(法第28条) また、学校側が、いじめによる重大事態ではないと考えたとしても、児童生徒や保護者から申出があったときは、重大事態として捉え、報告、調査に当たる。

重大事態が発生した場合(または疑いがある場合)、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。(法第30条1項)
- (2) 学校は対策委員会を中心としてその事態に対処するとともに、事実関係を明確にするための調査を実施する。(法第28条1項に基づく)
- (3) 学校が主体の調査では十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

9 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があると考える。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

(ただし、いじめ被害の重大性などから更に長期の期間が必要な場合もある。)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

※いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。